

瀬戸市農業委員会定例会議事録

- 1 開催日時 令和5年11月22日(水) 午後2時から午後2時25分
2 開催場所 瀬戸市文化センター 12会議室
3 出席委員

農業委員

- 1番 伊藤 憲昭
2番 井上 俊英
3番 小澤 早由里 欠
4番 加藤 卓夫
5番 作石 正太郎
6番 高島 八十三
7番 武田 晴光 欠
8番 長江 和春
9番 中村 征実
10番 藤井 義廣
11番 矢野 洋三
12番 横道 厚子

農地利用最適化推進委員

- 1番 磯村 幸成
2番 江尻 雅之
3番 大澤 憲男
4番 加藤 晴次
5番 藤田 茂夫
6番 前田 晴美
7番 松原 清
8番 山田 泰司

(出席 18)

4 議事日程

第54号議案	農地法第3条の規定による許可申請について	1 件
第55号議案	農地法第5条の規定による許可申請について	1 件
第56号議案	農地法第5条の規定による許可申請について	1 件
第57号議案	農地法第5条の規定による許可申請について	1 件
第58号議案	農用地利用集積計画の変更について	2 件
第59号議案	農地法第5条の規定による許可申請について	1 件
報告第39号	農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出書について	6 件
報告第40号	現況証明願出書について	1 件
報告第41号	生産緑地の斡旋について	1 件
報告第42号	農地法第5条の規定による許可申請書の取下げについて	1 件

議長

ただ今より瀬戸市農業委員会11月定例会を開会いたします。

本日の議題は、配布してあります議案書のとおりでございます。

なお、農業委員の3番 小澤 早由里（おざわ さゆり）委員、7番 武田 晴光（たけだ はるみつ）委員より、欠席の連絡が入っております。

議長

続きまして、本日の議事録署名委員の指名を行います。慣例により議長が指名することになっておりますが、これにご異議ございませんか。

（異議なしの声、多数あり）

議長

ご異議なしと認めます。よって、本日の議事録署名委員は、

11番 矢野 洋三（やの ようぞう）委員、

2番 井上 俊英（いのうえ としひで）委員を指名いたします。

（第54号議案）

議長

これより議事に入ります。それでは「第54号議案 農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局

申請地は、登記地目、現況地目ともに田の1筆で面積は386㎡です。

渡人は相続により当該農地を譲り受けましたが、耕作経験が無く、今後も耕作する予定がないため苦慮していたところ、申請地の隣地を耕作しており、営農規模の拡大を考えていた受人と協議がまとまったため、本申請に至りました。受人は、現在市内で約6,000㎡を借り入れて耕作しており、耕運機、トラクター等の農機具を複数所有しています。また、申請地までは車で6分と通作条件にも問題なく、地区担当委員さんからも適当とのご報告をいただいております。

以上の点から、農地を取得するための要件を満たし、許可できるものと考えます。第54号議案につきましては以上です。

議長 事務局の説明は終わりました。第54号議案について、ご質疑はございませんか。

(なし)

議長 特にご質疑もないようでありますので、推進委員の皆様ご意見はございませんでしょうか。

(意見なし)

議長 特にご意見もないようでありますので、質疑を終結し、採決を行います。第54号議案を原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

(異議なしの声、多数あり)

議長 ご異議なしと認めます。よって、第54号議案は原案のとおり承認することに決しました。

(第55号議案)

議長 続きまして、「第55号議案 農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局 申請地は、登記地目が畑、現況地目が雑種地の1筆で、面積は441㎡、目的は分家住宅です。

立地基準は、市街地介在農地で、第3種農地に該当し、原則許可です。一般基準は、資力については事務局で確認済です。

申請地周辺の状況は、北側は雑種地、西側は道路、南側は宅地と畑、東側は山林となります。

北と南側にはコンクリートブロックを新設し、土砂等の流出を防止します。
排水は、敷地内南に集水柵を設け、西側道路側溝に排水します。

他法令は、開発許可が該当し、現在申請中で許可見込みありです。

以上より、本申請は、立地基準及び一般基準を満たし、地区担当委員さんからも適当とのご報告をいただいているため、許可相当であると考えます。

第55号議案につきましては以上です。

議長 事務局の説明は終わりました。第55号議案について、ご質疑はございませんか。

(なし)

議長 特にご質疑もないようでありますので、推進委員の皆様ご意見はございませんでしょうか。

(意見なし)

議長 特にご意見もないようでありますので、質疑を終結し、採決を行います。
第55号議案を原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

(異議なしの声、多数あり)

議長 ご異議なしと認めます。よって、第55号議案は原案のとおり承認することに決しました。

(第56号議案)

議長 続きまして、「第56号議案 農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局

申請地は、登記地目が田、現況地目が畑の1筆で、面積は470㎡、目的は分家住宅です。

立地基準は、市街地介在農地で、第3種農地に該当し、原則許可です。一般基準は、資力については事務局で確認済です。

申請地周辺の状況は、北と西側は畑、南と東側は道路となります。

北と西と東側の一部にコンクリートブロックを新設し、土砂等の流出を防止します。排水は、敷地内に集水枥を設け、北東の最終枥から、地下を通して東側道路の対側の道路側溝に排水します。

他法令は、開発許可と占用許可が該当し、どちらも現在申請中で許可見込みありです。

以上より、本申請は、立地基準及び一般基準を満たし、地区担当委員さんからも適当とのご報告をいただいているため、許可相当であると考えます。

第56号議案につきましては以上です。

議長

事務局の説明は終わりました。第56号議案について、ご質疑はございませんか。

(なし)

議長

特にご質疑もないようでありますので、推進委員の皆様ご意見はございませんでしょうか。

(意見なし)

議長

特にご意見もないようでありますので、質疑を終結し、採決を行います。第56号議案を原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

(異議なしの声、多数あり)

議長 ご異議なしと認めます。よって、第56号議案は原案のとおり承認することに決しました。

(第57号議案)

議長 続きまして、「第57号議案 農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局 こちらの申請につきましては、令和5年3月定例会にて諮り、令和5年5月に愛知県から許可された案件で、再度の申請となります。再申請の理由は、許可後に、渡し人の1人の住所が誤っていたこと、もう1人が、申請前に亡くなっており、相続がされていたことが発覚したためです。

それ以外の変更点はなく、前回許可が出ているため、詳細の説明は省略します。第57号議案につきましては以上です。

議長 事務局の説明は終わりました。第57号議案について、ご質疑はございませんか。

(なし)

議長 特にご質疑もないようでありますので、推進委員の皆様ご意見はございませんでしょうか。

(意見なし)

議長 特にご意見もないようでありますので、質疑を終結し、採決を行います。第57号議案を原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

(異議なしの声、多数あり)

議長 ご異議なしと認めます。よって、第57号議案は原案のとおり承認することに決しました。

(第58号議案)

議長 続きまして、「第58号議案 農用地利用集積計画の変更について」を議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局 本件は、農地の利用権を設定するため、貸し手および借り手の双方から農用地利用集積計画が瀬戸市長宛に提出されたことから、農地中間管理事業の推進に関する法律により瀬戸市長から本農業委員会に協議の申し出があったものです。

番号1の農地は、以前に農業大学校を卒業されている借り手が営農規模拡大のため農地を検索したところ、土地所有者と合意に至ったことから本申請にいたりました。番号2の農地は、今まで利用権設定を行わず耕作を行っていましたが、実情に合わせ利用権を設定するものです。以上より、2件とも利用権設定することに支障はありません。なお、公益財団法人愛知県農業振興基金を通じ貸付けることとするもので、面積等は記載のとおりとなっております。

また、地区担当委員さん、推進委員さんからも適当とのご報告をいただいておりますので、農用地利用集積計画につきましては、耕作放棄地予防の観点からも承認できるものと考えられます。

第58号議案につきましては以上です。

議長 事務局の説明は終わりました。第58号議案について、ご質疑はございませんか。

(なし)

議長 特にご質疑もないようでありますので、推進委員の皆様ご意見はございま

せんでしょうか。

(意見なし)

議長

特にご意見もないようでありますので、質疑を終結し、採決を行います。
第58号議案を原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

(異議なしの声、多数あり)

議長

ご異議なしと認めます。よって、第58号議案は原案のとおり承認することに決しました。

(第59号議案)

議長

続きまして、「第59号議案 農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局

こちらの申請につきましては、先月定例会にて諮った案件で、再度の申請となります。再申請の理由は、愛知県から、譲受人が取締役個人では許可ができない可能性が高い旨の連絡があったため、先月の申請を取り下げ、譲受人を法人に変更したためです。その他の内容については変更なく、愛知県からも許可見込みあることの確認ができているため、詳細の説明は省略します。第59号議案につきましては以上です。

議長

事務局の説明は終わりました。第59号議案について、ご質疑はございませんか。

藤井委員

他の案件は個人で取引しているのに、なぜ本件だけが再申請となったのですか。

事務局 県の見解ですと、5条許可申請の大前提として使用者本人もしくは法人本体からの申請しかできないと聞いています。

矢野委員 ということは、代表取締役ではない取締役個人での申請はできないということですか。

藤井委員 個人事業主での申請もできるので、代表取締役ではない個人名でも出せますよね。

事務局 藤井委員のおっしゃるとおり、個人事業主は今までも許可されています。ただ、今回は譲受人が法人であり、転用者本人が申請することが大前提ということです。なので、法人が使用するのであれば、法人が転用申請をする必要があります。もし個人で申請するのであれば、相当な理由がなければ認められないということです。

矢野委員 先月は法人の申請ではなかったということですね。

事務局 はい、取締役の中のお一人の名前での申請でした。個人名で申請をするけれど、使用するのは法人という内容でした。

藤井委員 個人が資金を出して、法人へ貸し付けてもいいですよ。

事務局 又貸し前提の農地転用はできないので、本人が使用しないと認められません。ですので、貸駐車場等も基本的には認められません。

藤井委員 法人が使用することが前提条件ということですね。

事務局 そうということです。

矢野委員 最終的に法人が使用するという確認はするのですか。

事務局 法人が譲受人になるので、法人でしか登記申請がとおりません。

矢野委員 わかりました。確認はしなくても、法人でしか登記ができないので確認に代わるということですね。

事務局 はい。

議長 特にご質疑もないようでありますので、推進委員の皆様ご意見はございませんでしょうか。

藤田委員 先月の申請者はただの取締役ということですか。権限はないのですか。

藤井委員 権限については会社の規約があるためわからないと思います。

事務局 権限のある人の中で一番上の人でないといけないということです。

議長 その他よろしいでしょうか。

特にご意見もないようでありますので、質疑を終結し、採決を行います。
第59号議案を原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

(異議なしの声、多数あり)

議長 ご異議なしと認めます。よって、第59号議案は原案のとおり承認することに決しました。

(報告事項)

議長 続きまして、報告事項に移ります。報告事項につきましては、報告第39

号から第42号まで一括して事務局から説明をお願いします。

事務局

報告第39号 農地法第5条第1項第6号の届出については6件ありました。面積等は記載のとおりです。

報告第40号 現況証明願出書については1件あり、面積等は記載の通りです。

報告第41号 生産緑地の斡旋については1件ありました。本件は、生産緑地法第13条に「生産緑地において農林漁業に従事することを希望する者がこれを取得できるように斡旋することに努めなければならない。」とされていることから、都市計画課より情報提供があったもので、斡旋を希望される方がいらっしゃいましたら、12月4日月曜日までに事務局にお知らせください。なお、その際には農地法第3条の許可申請が必要となりますのでよろしくをお願いします。

報告第42号 先ほどの59号議案の先月申請分の取下げです。こちら記載のとおりです。

報告事項につきましては以上です。

議長

事務局の説明は終わりました。報告事項について、ご質疑等はございませんか。

(質疑なし)

議長

特にご質疑もないようでありますので、推進委員の皆様ご意見はございませんでしょうか。

(意見なし)

議長

特にご意見もないようでありますので、次に「その他」ということで、委員の方から何かありますでしょうか。

(なし)

議長

特にないようですので、事務局の方で何かありますでしょうか。

事務局

4点連絡事項がございます。

1点目、「新年祝賀式並びに名刺交換会」の申し込みについてのお願いです。例年、農業委員会の親睦会費から、新年祝賀式における芳名録への掲載及び会費として委員の皆様分をまとめて申し込みを行っておりますが、今年も同様の取り扱いとさせていただきたいと思っております。なお、今回から会費が一人2,000円となっております。ご了承のほどお願いいたします。また、日時は来年1月5日(金)午前10時から瀬戸蔵つばきホールで開催されます。本日、お手元に会員券をお配りいたしましたので、ご出席いただける方はご予約のほどお願いいたします。

2点目、令和5年度下半期の農業委員会開催予定表を配布させていただきましたので、日時および会場のご確認をお願いいたします。

3点目、全国農業図書についてです。図書目録を配布させていただきましたので、購入をご希望の方は各自お申込みください。

4点目、12月分の活動記録簿について、机の上に置かせていただきましたのでお持ち帰りください。10月分についてはお帰りまでに事務局へご提出ください。事務局からは以上です。

議長

その他、何かございますか。

大澤委員

生産緑地が解除された農地の看板はどのタイミングで撤去されますか。解除された農地に看板が立ったままなので誤解を生むと思います。

事務局

本来であれば、解除後は撤去しなければならないので、また場所を教えてください。撤去者が誰かについては確認いたします。

大澤委員

わかりました。

議長

本日付議されました案件は全て議了いたしました。

これにて、瀬戸市農業委員会11月定例会を閉会いたします。

ありがとうございました。